

令和4年 第10回

高砂市農業委員会議事録

○開催日程

日 時 令和4年11月25日(金) 10時00分
 場 所 市役所3階 301会議室

○提出議題 (12件)

高農議第24号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議のこと(1)
 高農議第25号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議のこと(4)
 高農議第26号 買受適格証明交付申請(農地法第5条)のこと(1)
 報告第36号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出にかかる専決処理報告のこと(1)
 報告第37号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理報告のこと(4)
 報告第38号 農地法第18条第6項の規定による通知のこと(1)

○出席委員 (12名)

1番	三好 覚	2番	中谷 清隆
3番	中森 均	4番	北野 益生
5番	前橋 瑞紀	6番	穴田 正平
7番	西村 一志	8番	
9番	北原 知子	10番	
11番	松本 和人	12番	松本 慶一
13番	芦谷 博務	14番	井神 兄雄

○欠席委員 (0名)

--	--	--	--

○出席事務局職員 (3名)

事務局 局長	西田 幸生
〃 主 幹	尾塩 昌昭
事務吏員	上田 耕司

○出席市長部局 (1名)

産業振興課	鵜鷹 一成
-------	-------

議 事 内 容

- 事務局 皆さん、おはようございます。第10回高砂市農業委員会総会を開催させていただきます。本日は、全員出席で総会は成立しております。本日提案させていただきます議案でございますが、高農議第24号～第26号の6件、報告第36号～報告第38号の6件、併せて12件でございます。議事進行につきましては、会長にお願いいたします。
- 議 長 皆さん、おはようございます。(時候の挨拶) それでは第10回高砂市農業委員会総会を始めます。議事に入る前に、本日の議事録の署名委員を指名順により2番の中谷委員さん、3番の中森委員さん、よろしくをお願いいたします。
- それでは、議案書に基づきまして進めてまいります。
- 事務局説明願います。
- 高農議第24号**「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議のこと」を議題といたします。
- 事務局説明願います。
- 事務局 高農議第24号は農地法第3条第1項の規定による許可申請審議のことでございます。
- (高農議第24号、読み上げる)
- 議 長 事務局の説明が終わりましたので、地区の補足説明をお願いしたいと思います。阿弥陀地区お願いします。
- 12番 阿弥陀地区委員としても問題ないと思います。
- 議 長 この件についてご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。
- 各委員 (「異議なし」の声あり)
- 議 長 異議の声がありませんので、高農議第24号は承認されました。
- 続きまして高農議第25号**「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議のこと」を議題といたします。
- 事務局説明願います。
- 事務局 高農議第25号は農地法第5条第1項の許可申請でございます。
- (高農議第25号、1番から4番を読み上げる)
- 別添調査書のとおり、農地法第5条第2項各号には該当しません。以上のことから、許可要件を満たしていると考えます。よろしく申し上げます。
- 議 長 事務局の説明が終わりましたので、地区の補足説明をお願いしたいと思います。伊保・阿弥陀地区お願いします。
- 2番 事務局の説明どおりです。伊保地区委員としても問題ないと思います。
- 12番 阿弥陀地区としても問題ないと思います。
- 議 長 この件についてご意見、ご質問はございませんか。
- 12番 高農議第25号申請番号4の北側で転用許可後すぐに売却したと聞いたがどうなのか。
- 事務局 事務局は、確認できていません。以前に転用されたところがすぐに転売されて

いるのであれば、今回申請されている資材置き場が目的どおり使用されるのかというところを協議していただきたい。

1 番
議 長 申請者は、資材置き場にするとって申請しすぐに転売してしまう。
確約書の中に転用目的以外に使用しないということを入れることは可能ですか。県に提出する意見書に入れることができますか。

事務局
議 長 意見をつけて、提出することは、可能です。
確約書に建物を建てないということはあったんですが転用目的以外に使用しないということを入れていただく意見をつけて提出することは問題ないですね。

事務局 以前、阿弥陀町で転用されたのを調べたら早いうちに所有権移転されていましたので、本当に転用目的通り使用するか確認する必要があるので問題ないと思います。

高砂市農業委員会の意見書として、以前転用されたところが、すぐに転売となっており転用目的通り使用されていないので、転用目的通り使用する確約書の添付が必要と記載し提出してよろしいか。

各委員
議 長 それでいい。
その他ご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。

各委員
議 長 (「異議なし」の声あり)
異議の声がありませんので、高農議第 2 5 号は承認されました。

続きまして高農議第 2 6 号「買受適格証明交付申請(農地法第 5 条)のこと」を議題といたします。

事務局説明願います。

事務局
議 長 高農議第 2 6 号は買受適格証明交付申請のこととございます。
(高農議第 2 6 号、読み上げる)

事務局の説明が終わりましたので、地区の補足説明をお願いしたいと思います。阿弥陀地区お願いします。

1 2 番
議 長 阿弥陀地区委員としても問題ないと思います。
この件についてご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議の声がありませんので、高農議第 2 6 号は承認されました。
続きまして報告第 3 6 号「農地法 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出にかかる専決処理報告のこと」を報告いたします。事務局、説明願います。

事務局
議 長 報告第 3 6 号は農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出にかかる専決処理報告で、1 件ございます。
(報告第 3 6 号、1 番を読み上げる)

議 長 事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。
なし。

議 長 続きまして報告第 3 7 号「農地法 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出にかかる専決処理報告のこと」を報告いたします。事務局、説明願います。

事務局 報告第 3 7 号は農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出にかかる専決処理報告で、4 件ございます。

議 長
各委員
議 長
事務局
議 長
各委員
議 長

(報告第37号、1～4番を読み上げる)

事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。

なし。

続きまして報告第38号「農地法第18条第6項の規定による通知のこと」を報告いたします。事務局、説明願います。

報告第38号は農地法第18条第6項の規定による小作の解約でございます。

(報告第38号、1番を読み上げる)

事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。

なし。

以上を持ちまして本日の総会に付託されました議案はすべて終了いたしました。ご承認いただきましてありがとうございます。

(以 上)

終了時刻 午前11時00分

議事録署名委員

中谷 清隆委員

中森 均委員